

保護者各位

狛江市子ども家庭部

児童育成課長 片岡 晋一

令和3年1月の緊急事態宣言発出に伴う保育園等の運営方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和3年1月7日に新たに緊急事態宣言が発出されたことを受け、今後の保育園等の運営方法について、下記のとおりご案内をいたします。ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1. 2月6日（土）までの保育園等の運営方法について

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に伴い、国が緊急事態宣言を発出したことを鑑みれば、発出期間中においては、より感染対策に重きを置くことが重要と考えます。そのため、**2月6日（土）まで、可能な方は家庭保育へのご協力をお願いいたします。この場合において、1月及び2月の保育料及び給食費は減免を行います。減免方法については、以下をご参照ください。また、保育時間の短縮にもご協力いただき、延長保育の利用はできる限りお控えくださいますようお願いいたします。**

2. 改めて受入にあたってのお願い

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）が見られる場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いします。
- (3) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については各園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (4) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

3. 保育料（0～2歳児クラス）の減額について

1の実施に伴い、1月及び2月分の保育料は減額を行います。

※2月分の減額方法については、1月中に別途ご案内いたします。

- 減額方法：1月4日（月）から30日（土）までに登園されなかった日数から、以下のとおり減額計算を行います。

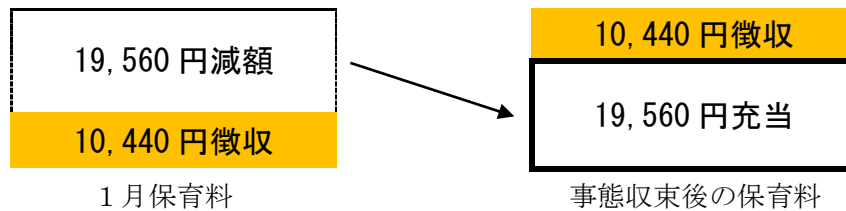
【減額する金額＝ご自身の保育料×登園されなかった日数（※）÷23日（10円未満切捨て）】

※理由を問わず登園されなかった日（土曜日を含む）から計算します。

- 注意事項：保育料は例月通りお支払いいただきます。期間終了後に登園されなかった日数を確認し、事態収束後、お支払いいただく予定の保育料へ充当させていただきます。

< 充当例 > 保育料月額 30,000 円、登園されなかった日数 15 日の場合

$30,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 23 \text{ 日} = \text{減額する金額 } 19,560 \text{ 円}$



19,560 円を事態収束後の保育料へ充当し、その月は 10,440 円を徴収。

4. 給食費（3～5歳児クラス）の減額について

1 の実施に伴い、1 月及び 2 月分の給食費は減額を行います。

※ 2 月分の減額方法については、1 月中に別途ご案内いたします。

- 減額方法：1 月 4 日（月）から 30 日（土）までに給食を提供した日数から、以下のとおり減額計算を行います。

【給食を提供した日数が 0 日～10 日の場合：4,500 円充当】

【給食を提供した日数が 11 日～20 日の場合：2,250 円充当】

【給食を提供した日数が 21 日～23 日の場合：充当なし】

- 注意事項：給食費は例月通りお支払いいただきます。期間終了後に休園状況を確認し、事態収束後、お支払いいただく予定の給食費へ充当させていただきます。

5. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も一部在宅勤務となります。緊急事態宣言発出中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、ご了承ください。

施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行っております。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398